

2024年4月1日から

小児慢性特定疾病医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2024年4月1日以降、滋賀県が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等)」と記載します。

そのため、「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」であれば受診を希望する指定医療機関(※1)の追加や変更の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

(※1) 医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。
滋賀県の指定医療機関一覧は右記のQRコードよりご確認ください。



2024年3月31日まで

2024年4月1日から

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

医療
受給者証

「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」だから、手続きしなくて利用できる！

《2024年3月31日までに発行された受給者証について》

2024年3月31日までに発行された小児慢性特定疾病医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2024年4月1日以降は、特段の手続きを行うことなく、「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。